

国際交流等に伴う 危機管理対応

マニュアル 第3版



宇都宮大学
2021年3月

目次

1. はじめに	1
(1) 危機管理の必要性	1
(2) 想定される危機の範囲と種類	1
2. 危機管理に関する基本的な考え方	2
(1) 自分の身は自分で守る	2
(2) 滞在先機関等の把握及び家族等との情報共有	2
(3) 無抵抗主義	2
(4) 危機回避の心構え	2
3. 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について	3
(1) 危機管理オリエンテーションの開催と受講	3
(2) 派遣先(国・地域)の国際情勢の変化や傾向	3
(3) 派遣先(国・地域)風俗風習、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異	3
(4) 法令・規則等に係る情報の収集	4
(5) 風俗・習慣・禁忌(タブー)等に係る情報の収集	4
4. 危機管理体制の整備と事件・事故に巻き込まれた場合の対応について	5
(1) 危機のケース	5
(2) 対策本部の設置と危機発生時の基本的な対応方針	5
(3) 帰国後の安全管理	7
5. メディア等対外的対応について	8
6. 海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断	9
(1) 海外安全情報(派遣先(国・地域)の事情による判断)	9
(2) 感染症危険情報による判断	10
(3) 個人的事情によるもの	11
7. 海外旅行保険及び危機管理サービスについて	12
(1) 学研災付帯海外留学保険(付帯海学)	12
(2) 危機管理サービス(アイラック安心サポート)	12
8. 関係省庁連絡先	13
9. その他	
日本アイラック安心サポートデスクの案内	14
別表1(宇都宮大学における学生の国際交流等に伴う危機管理対策本部組織図)	15
別表2(海外留学時等の危機管理対応体制)	16
別表3(事件・事故等発生時の連絡網の体制)	16
参考資料(独)日本学生支援機構海外留学支援制度及び トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラムの奨学金支給の考え方	17

※本項目は、文部科学省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン作成検討会」が作成した「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン(2017年3月作成)」に準拠する。

1

はじめに

(1) 危機管理の必要性

本学は、急速に拡大していくグローバル化にあって、国際交流の発展とともに海外留学、語学研修、インターンシップ、海外出張などで海外の機関等への学生及び教職員（以下、「学生等」という）。の派遣の機会が増大している。

一方、海外における危機及び危機的状況の発生は多様化し、また増加傾向にあり、海外への派遣や渡航においては、学生や教職員の明確な危機管理意識が不可欠である。

よって、本学では自然災害、テロ、感染症、犯罪などをはじめとするあらゆる不測の事態に備えるとともに、危機予防の観点から受け入れた留学生や、学生及び教職員を海外に派遣する際の大学としての安全配慮義務を全うすべく、大学として危機発生時に対応すべき内容を次のとおり策定する。

(2) 想定される危機の範囲と種類

① 対象と範囲

本マニュアルは、本学所属の学生等を対象とする。ただし、危機発生時には該当する渡航計画（派遣留学・海外研修・外国出張等）に参画する全ての者に適用する。

本マニュアルにおける危機管理対象は、原則として本学が許可または承認する派遣留学・海外研修・外国出張等に関わる渡航計画とし、それらの計画に参加する学生等の生命、身体、財産の安全確保を最優先とする。

② 危機の種類

派遣留学、海外研修、外国出張等に関わる危機及び危機的状況の種類として、概ね下記のことを想定し、これらのリスクの防止、遮断、回避、軽減等をはかるよう体制を整えるものとする。

災害危機：地震、津波、風水害（台風・ハリケーン・トルネード・サイクロン・洪水等）、火災、危険物、爆発事故、航空機、鉄道、道路、船舶交通及び輸送に関する事故、その他

健康危機：食品衛生、感染症（新型コロナ・SARS・鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ・西ナイル熱等）、各種疾病疾患、メンタルヘルス、その他

社会危機：テロ、暴動、麻薬、犯罪、殺人、傷害、拉致誘拐、強盗窃盗、暴力行為、レイプ、ストーカー、セクハラ、個人情報漏えい、知財侵害、ハイテク犯罪、差別偏見、その他

2 危機管理に関する基本的な考え方

(1) 自分の身は自分で守る

海外に渡航、派遣される学生等にあっては、自身が「自分の身は自分で守る」すなわち自己責任という意識を持ち、そのため自らが情報を収集し、危機を回避することが鉄則である。

(2) 滞在先機関等の把握及び家族等との情報共有

現地に到着したならば、滞在先の大学・研究機関等の担当者の連絡先、在外日本大使館・領事館あるいは JICA 等関係機関の連絡先、連携企業等の連絡先などをしっかりと把握すること。また、家族等及び宇都宮大学へこれらの情報を通知するとともに、合わせて定期的に健康状態等の連絡を行うこと。

(3) 無抵抗主義

金品や貴重品を狙う犯罪に遭った場合、自身の生命・身体の安全を第一に考え、抵抗や抵抗と疑われる行動（追いかける等）は絶対にしないこと。

(4) 危機回避の心構え

- ・危険な場所には近づかないこと
- ・通学通勤の時間及びルート of 固定化を避けること
- ・多額の現金、貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎むこと
- ・夜間の外出は控えること
- ・見知らぬ人を安易に信用しないこと
- ・家族に定期的に連絡をすること
- ・常に自分の所在を明らかにし、大学に連絡がとれるようにしておくこと
- ・現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し、また尊重すること
- ・違法薬物使用や未成年の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

3

危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

(1) 危機管理オリエンテーションの開催と受講

留学生・国際交流センターは、海外に派遣する学生等に対し、危機管理オリエンテーションを開催し、危機意識の醸成等に努める。周知すべき情報は次のとおり。

(2) 派遣先（国・地域）（以下「派遣先国等」という。）の国際情勢の変化や傾向（治安・災害・騒乱・テロ・天災・流行病等）を注視し、危険度・危機情報の学生等への指導・助言を行う。

→外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。

（外務省ホームページ） → <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

（外務省海外安全虎の巻） → <https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

（外務省「海外旅行のテロ・誘拐対策」）

→ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/travel_abroad.pdf

（海外安全アプリ外務省たびレジ）

→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（日本アイラック安心サポートデスク及びアイファインダーへの登録）

→ <http://www.i-rac.co.jp/service/crisis-solution.html>

(3) 派遣先国等の風俗風習、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生等への指導・助言

①派遣先国等の対日感情や日本人に対するイメージおよび傾向を把握し、学生等への指導・助言を行う。留学生・国際交流センターは、学生等の危機管理意識の醸成を図るために危機管理オリエンテーションや説明会を開き、学生等はこれに参加する。

②学生は、留学・研修などの日程、期間、住所、連絡先、留学先大学指導教員について記載した宇都宮大学所定様式である「海外渡航届」を留学生・国際交流センター事務室に提出しなければならない。教職員にあっては出張、私事渡航にかかわらず、所属部局等に渡航計画を提出すること。また、渡航後にこれらが変更になった場合、学生等は速やかに先に記載の部署に連絡するように周知する。

連絡先）留学生・国際交流センター事務室

電話：+81-28-649-8167

E-mail：ryuugak1@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

③学生等に、保健管理センターなどにおいて健康状況のチェックや相談（健康診断）を受けさせる。特に留学・研修期間が1ヶ月を超える学生等には、派遣前に健康診断を行うように指導する。既往症のある学生等には必ず健康診断を義務付ける。また、既往症等に関連して、薬を継続的に服用している場合は、薬品名や処方箋の英訳を持参するよう指導する。

④歯の疾患は原則として保険ではカバーされないうえ満足な治療を受けられない国もあるの

で、事前に日本で治療を済ませておくように指導する。

- ⑤派遣先国等で流行している感染症情報について把握し学生等に周知する。派遣先国等で流行している感染症にあっては、事前に予防接種を受けることについての説明と指導を合わせて行う。

〔「海外旅行者のための感染症情報」(FORTH) → <http://www.forth.go.jp/>〕

- ⑥派遣学生に対しては、留学に耐えうる健康状態であることの確認や、無理をして留学した場合に生じる問題について十分に説明を行う。
- ⑦派遣学生に対しては、留学に伴う心理的なストレスが生じた場合は遠慮せずに対応窓口にご相談するように指導する。

(4) 法令・規則等に係る情報の収集

学生等が主体的に収集すべき情報等を周知する。

- ①国によって出入国に関する規則が異なるほか、頻繁に改正されるので、都度情報の収集を行うこと。
- ②入国時の検疫は、渡航時の感染症の流行状況によって、検疫のレベルが異なる。動植物やその加工品は、輸出国の検査証明書を添えて係官の検査を受けること。医薬品も申告しなければならない国があるので、その際に備え英語で成分と効能を説明出来るもの（英文による処方箋、診断書等）を準備する。
- ③写真撮影にあっては、法令・規則・習慣等により撮影が禁止されている場所があるので、必ず確認する（軍事施設、公安施設、政府施設、空港、港湾、王宮、文化・芸術施設等）。

(5) 風俗・習慣・禁忌（タブー）等に係る情報の収集

- ①風俗・習慣・禁忌（タブー）等に係る情報を収集する。特に発展途上国の国別の風俗・習慣・禁忌（タブー）には十分留意する。
例) 子供の頭を撫でたりしない、左手で握手をしない、サムズアップ等のハンドサインを使わない等
- ②宗教については、常に敬意と理解をもって接すること。また、宗教施設への派手な服装での訪問は厳に慎むこと。人物を撮影する場合は、必ず本人の了解を取ること。

4

危機管理体制の整備と事件・事故に巻き込まれた場合の対応について

学生等を海外へ派遣した後及び派遣中に危機が発生し、それに伴い大学として必要となる対応の内容を策定する。そして、重大な事件・事故あるいは重大な危機的状況が発生した場合には、学内に対策本部を設置し直ちに対策に着手するものとする。対策本部は、本マニュアルを基本としつつも、状況に応じて臨機応変に対応するものとする。

(1) 危機のケース

本学の学生等が海外留学・出張中などの際に想定される危機発生ケースとして以下のものが考えられる。

- a. 海外において重大な天災、テロ、飛行機、列車事故、交通事故等が発生し、これに巻きこまれ生死不明の場合
- b. 事件、事故等の被害者となった場合
- c. 事件、事故等の加害者となった場合（刑事事件の容疑や民事事件の加害者）
- d. 病気、事件、事故等により重篤な状態又は急逝した場合

(2) 対策本部の設置と危機発生時の基本的な対応方針

これらの危機発生ケースごとに危機管理対応はそれぞれ異なるが、災害・事件・事故の発生により本学の学生等が生死不明の場合及び死亡が確認された場合は、対策本部を設けて対応にあたる。また、本学の学生等が事件や事故の被害者もしくは加害者となった場合や災害に遭っても生存が確認されている場合には原則として対策本部を設置しないものの、現地対応のために本学の教職員を派遣するなどして適宜対応にあたることとする。本学の学生等が事件や事故等により現地で加害者となった場合などは、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。

◇危機のケース別対応方法と対策本部について

危機が発生した場合、対策本部を設置するか否かは学長が速やかに決定する。

なお、学長が不在の場合は、総括理事がその職務を代行する。対策本部設置の判断は、原則として次のとおりとする。

①病気、天災、事件・事故に遭い生死不明の場合（生死は明らかになったが、事件・事故等の解決がいてない場合を含む）及び死亡が確認された場合は、原則として対策本部を設置し、情報収集、連絡等は以下の方法により行う。

- a. 対策本部の組織及び担当業務内容は別表1の通りとする。
- b. 対策本部の設置場所は、発生した危機のケース及び設置しようとする場所のITインフラ整備環境等に基づき、学長が決定する。
- c. 対策本部のメンバーは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報収集、報道機関対応など）を行う。
- d. 危機発生時の情報収集・連絡などは、派遣先大学・機関等の協力も得て原則として

「別表2、3」に基づき行う。

- e. 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。
 - f. 当該学生等の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応についてサポートする。
 - g. 本学の教職員を現地対応させるために派遣する際には、適宜、留学生・国際交流センター事務室等の協力を得る。
 - h. 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学・機関の担当者、病院、在外公館などと連絡相談の上、その後の対応方法を決定する（帰国の必要性、入院継続、派遣継続の判断など）。また、「海外旅行傷害保険」や「海外留学保険」等に加入している場合は、保険会社等の関係機関とも協力してその対応方法を決定する。その際、随時、宇都宮大学（窓口は留学生・国際交流センター事務室に一本化）へ連絡相談を欠かさないこと。
- ②病気、天災、事件・事故に遭遇したが解決し、本人が生存している場合は、原則として対策本部は設置しないが、危機発生の連絡を受けた留学生・国際交流センター事務室は速やかに情報を収集し「別表2、3」に基づき連絡を行う。危機発生時の対応方法は別表4及び以下の事項を参考にして決定する。
- a. 「国外連絡網：別表2」に基づき、留学生・国際交流センター事務室は関係学部等の協力を得て危機の発生状況、当該学生等の正確な被害状況などの情報収集を行う。
 - b. 危機に遭った当該学生等の所属部局の長は、現地対応に本学教職員の派遣・対応を検討する。
 - c. 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。
 - d. 当該学生等の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応についてサポートする。
 - e. 本学の教職員を現地対応させるために派遣する際には、適宜、留学生・国際交流センター事務室等の協力を得る。
 - f. 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学・機関の担当者、病院、在外公館などと連絡相談の上、その後の対応方法を決定する（帰国の必要性、入院継続、派遣継続の判断など）。また、「海外旅行傷害保険」や「海外留学保険」等に加入している場合は、保険会社等の関係機関とも協力してその対応方法を決定する。その際、宇都宮大学（窓口は留学生・国際交流センター事務室に一本化）へ連絡相談を欠かさないこと。

③巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア

学生が事件・事故に巻き込まれ、被害者となった場合には、本人と連絡が取れる状況であれば、学内の担当者を定め、こまめに連絡を取ることが望ましい。また、この担当者は必要に応じて家族とも連絡をとり、必要な手続き等についてのサポートを行うことが望ましい。この際、事案の内容によっては担当者の性別に留意することも必要である。

周囲の学生についても、多感な年齢であることを念頭に、事件・事故の内容によってはメディア等からの取材等に晒される場合も生じるため、PTSD等の心理的影響にも配慮し、必要な対応を行うことが必要である。例えば、不安を訴える留学中の学生に対しては一時帰国をさせる等の対応が求められる場合もある。

(3) 帰国後の安全管理

帰国した学生等は、宇都宮大学の定期健康診断を必ず受診すること。また気がかりなことがある場合は、速やかに医療機関で受診するか、保健管理センターで相談すること。

その他、SARSなどの感染症が発生した国・地域または感染症発生が疑われる国・地域から帰国した学生等については、発病の危険性があるため、14日間は自宅又は大学が指定した場所に待機するよう学長が指示する。

- ①待機の指示を受けた学生等は、帰国直後及び待機中において体調管理を徹底し、最寄の保健所・本学保健管理センターとの緊密な連絡を取ること。感染症の罹患が疑われる場合は専門医の診察を受けること。
- ②派遣担当教職員は、待機の指示を受けた学生等が自己の判断で勝手に居住地を移動しないよう当該学生等との連絡を密にすること。
- ③待機の指示を受けた学生等は、保健所や本学保健管理センターまたは専門医の許可がなければ通学または通勤することができない。

5 メディア等対外的対応について

重大な事件・事故の場合、メディア等からの問い合わせが多数寄せられることが想定されることから、その対応に際しては、広報・地域連携室を窓口とし、関係部・課・室等で連携を密にして対応することとする。特に、情報の錯綜等を回避するためには、十分な情報交換及び打ち合わせ等が肝要である。また、メディア等の対応にあたっては、学生本人や家族の個人情報に十分に配慮するとともに、刑事事件の場合には捜査や対応に悪影響を与えないよう、家族、外務省、文部科学省及びその他の関係機関並びに大学の顧問弁護士と相談しながら、公表する情報の範囲を確定するとともに、学内の関係者及び関係省庁と共有することが必要である。なお、公式に発表されていない情報が報道されている場合、その内容が事実であっても、大学として公表すべき情報の範囲は堅持することが重要であり、メディアから家族や大学等の関係者への取材が過剰であると判断される場合には、躊躇なく大学の顧問弁護士及び警察署に相談することが必要である。

6 海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断

海外へ留学や研修などのため学生等を派遣する場合や留学・研修中などの学生等に対し、その実施、中止や延期、継続、帰国等の判断をするためのガイドラインを示す。

◇判断基準

《参考》外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
海外派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国等の判断にあたっては、学生等の所属学部等及び事故対策本部等は、派遣先国等の事情、派遣先大学の諸事情、個人的事情に分けて判断する。

(1) 海外安全情報「派遣先国等」の事情による判断

《参考》海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

派遣先国等の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として外務省から提供されている特定の国・地域の治安や安全性に関する情報を基に判断する。特に治安の急速な悪化や災害、騒乱などの緊急事態が発生またはその可能性が高まっていると判断される場合には、外務省発表の危険情報に応じた対応を速やかに取ることとし、具体的には次のとおり。

※外務省海外安全情報と安全対策4つの目安並びに本学の措置

危機レベル	外務省安全対策の目安	本学の措置
レベル1	<p>「十分注意してください。」</p> <p>該当国（地域）への渡航、滞在に当たって危険を避けるために特別な注意を必要とする。「注意喚起」の具体的な内容に従って行動し、危険を避けるように勧めるもの。</p>	派遣を実施、既に現地に滞在している場合は継続するが十分な注意を払うこと。
レベル2	<p>「不要不急の渡航はやめてください。（渡航中止勧告）」</p> <p>該当国（地域）への不要不急の渡航の延期もしくは中止を勧めるもの。また、やむを得ず渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。</p>	派遣は延期もしくは中止を基本とするが、既に現地に滞在している学生等に対しては、現地の情勢と奨学金継続支給の有無等を総合的に判断し、当該国（地域）からの出国（帰国）指示を決定する。
レベル3	<p>「渡航はやめてください。（渡航中止勧告）」</p> <p>該当国（地域）への渡航はどのような目的であれやめてください。場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。</p>	派遣は中止、既に現地に滞在している学生等に対しては即刻帰国させる。
レベル4	<p>「退避してください。渡航はやめてください。（退避勧告）」</p> <p>当該国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。</p>	

(2) 感染症危険情報による判断 <http://www.forth.go.jp/>

外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行います。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合や、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国际機関の対応や、発生国・地域の状況（流行状況、現地医療体制等）、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を発出します。具体的には次のとおり。

※外務省感染症危険情報の4つのカテゴリ（予防対策の目安）と本学の措置

レベル	外務省予防対策の目安	本学の措置
レベル1	<p>「十分注意してください。」</p> <p>特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。</p>	派遣を実施、継続するが注意を払う。
レベル2	<p>「不要不急の渡航は止めてください。」</p> <p>特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。</p>	派遣は延期もしくは中止を基本とするが、既に現地に滞在している学生等に対しては、現地の情勢と奨学金継続支給の有無等を総合的に判断し、当該国（地域）からの出国（帰国）指示を決定する。
レベル3	<p>「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」</p> <p>特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。</p>	派遣は中止、既に現地に滞在している学生等に対しては即刻帰国させる。
レベル4	<p>「退避してください。」</p> <p>渡航は止めてください。（退避勧告）」</p> <p>特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。</p>	

(3) 個人的事情によるもの

①病気・怪我対策

- a. 留学や長期の研修（1か月以上）による渡航予定の学生等は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。現在通院して治療中の者については、留学・研修に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先国等での受診医療機関を確かめるなど継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。
- b. 派遣中の学生等が病気や怪我により1か月以上の入院治療（緊急の場合を除く）が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- c. 留学・研修等の継続困難となる精神科疾患を有する場合、医師やカウンセラーの所見も参考にして、帰国させることが望ましい。
- d. その他、派遣先国等によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院、手術、治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で療養させることも考慮する。

②犯罪対策

- a. 刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被害者となる。
滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それをもとに適宜判断する。
- b. 薬物等（法定）の依存症に罹患する。
滞在国の法律上の扱いに基づき判断する。
- c. 民事上の犯罪による加害者または被害者となる。
滞在国の法律等に基づき扱われるので、それをもとに適宜判断する。

7 海外旅行保険及び危機管理サービスについて

クレジットカード付帯の海外旅行保険だけでは十分な補償が得られないので、付帯以外の保険に必ず加入し、加入証券を渡航先に持参すること。

また、本学は、平成30年度より海外危機管理サービスを日本アイラックと締結し危機対応をとっており、渡航する学生及び教職員は、アイラック安心サポートデスクに登録することにより、安否確認システム（アイファインダー）の利用が可能となる。この危機管理サービスを利用するには、教職員及び学生ともども海外旅行保険（加入代理店イーコールズ）への加入が必要となる。

学生が加入する海外旅行保険

(1) 「学研災付帯海外留学保険（付帯海学）」

学生の加入は必須である。

申込書は留学生・国際交流センター事務室で配付、補償内容は次のとおり。

①治療・救援費用は無制限補償

例1) 留学中、けがや病気で治療が必要になった

例2) 病状が重く日本から家族が渡航する、または自分が日本に搬送される

→場合によっては数百万円～1億円超の費用がかかることもあるが、この補償が無制限である。

②航空機寄託手荷物遅延

③携行品損害

④賠償責任保険は1億円までを補償

(2) 危機管理サービス「アイラック安心サポート」

自動的に(1)とセット加入となる（大学が費用を負担）。サービス内容は以下のとおり。

①24時間365日オープンの相談窓口（事故、盗難被害、体調不良・けが、乗継トラブル等）

②上記保険会社と連携したサポートの提供（海外危険情報アイファインダーによるプッシュ情報の発信等）

③宇大生が経験したトラブル例

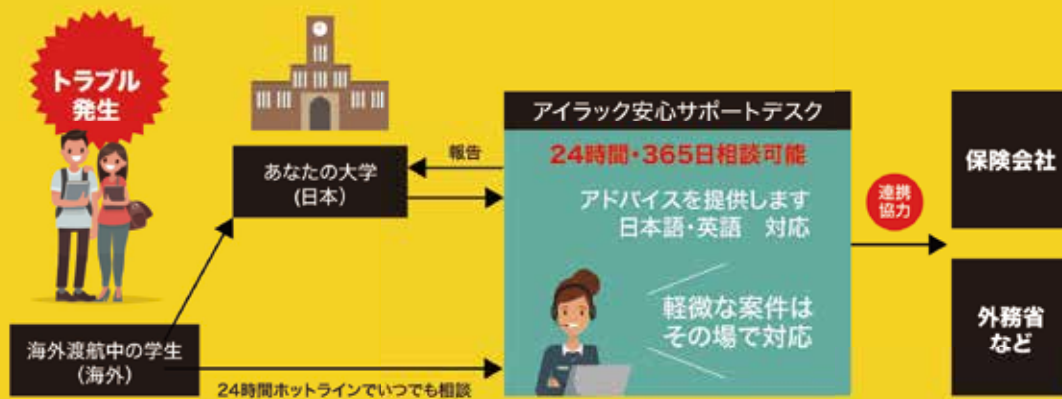
・空港での荷物紛失、地下鉄内でのスリ、街中でのひったくり被害、旅行中のパスポート及び貴重品の盗難

8 関係省庁連絡先

文部科学省	高等教育局学生・留学生課	代表番号 03-5253-4111
外務省	領事局海外邦人安全課	03-5501-3311 (内線: 2851)
	領事局邦人テロ対策室	03-5501-3311 (内線: 3047)
	領事サービスセンター (海外安全担当)	03-3580-3311 (内線: 2902/2903)
検疫所	羽田空港検疫所	03-6847-9311
	成田空港検疫所	0476-34-2310



大学や保険会社などの諸機関と連携協力体制を整えています。だから安心！！



「アイラック安心サポートデスク」へのご連絡は簡単！

- ※緊急連絡先は登録いただいたメールアドレスに送信します
- ※安否確認アプリにも緊急連絡先を掲載

- 連絡方法1 国際フリーダイヤルで無料通話！ ※国により があります
- 連絡方法2 国際コレクトコールで無料通話！ ※国により設定が無い場合もあります
- 連絡方法3 有料ダイヤルでのご連絡！ ※上記1,2が 無い場合に利用ください
- 連絡方法4 アイラック連絡用専用メールアドレスにメッセージを送信 ※緊急ではないご相談の際にご利用ください

*注意1 国や地域によっては、渡航先国内通話料が発信端末にかかる場合がございます。
 *注意2 メールでのご連絡の場合リアルタイムの返信が出来ない場合があるため緊急時には電話をご利用ください



- ◆日本アイラックでは、安心サポートデスクにご登録いただいた皆様へ、緊急時に皆様の所属大学が迅速に安否確認を実施されるためのスマートフォン用支援アプリを無償で提供しております。
- ◆ご登録後、安否確認支援アプリの案内書が発行されます。案内書は大学または登録メールアドレスを通して皆様にお返し致しますので、記載案内に従って持参されるスマートフォンにダウンロードとID入力を行ってください。(ご利用は渡航学生ご本人様に限定されます)
- ◆アプリは安心サポートデスクへのご登録後から、ご帰国まで利用いただけます。(一部機能を除く)

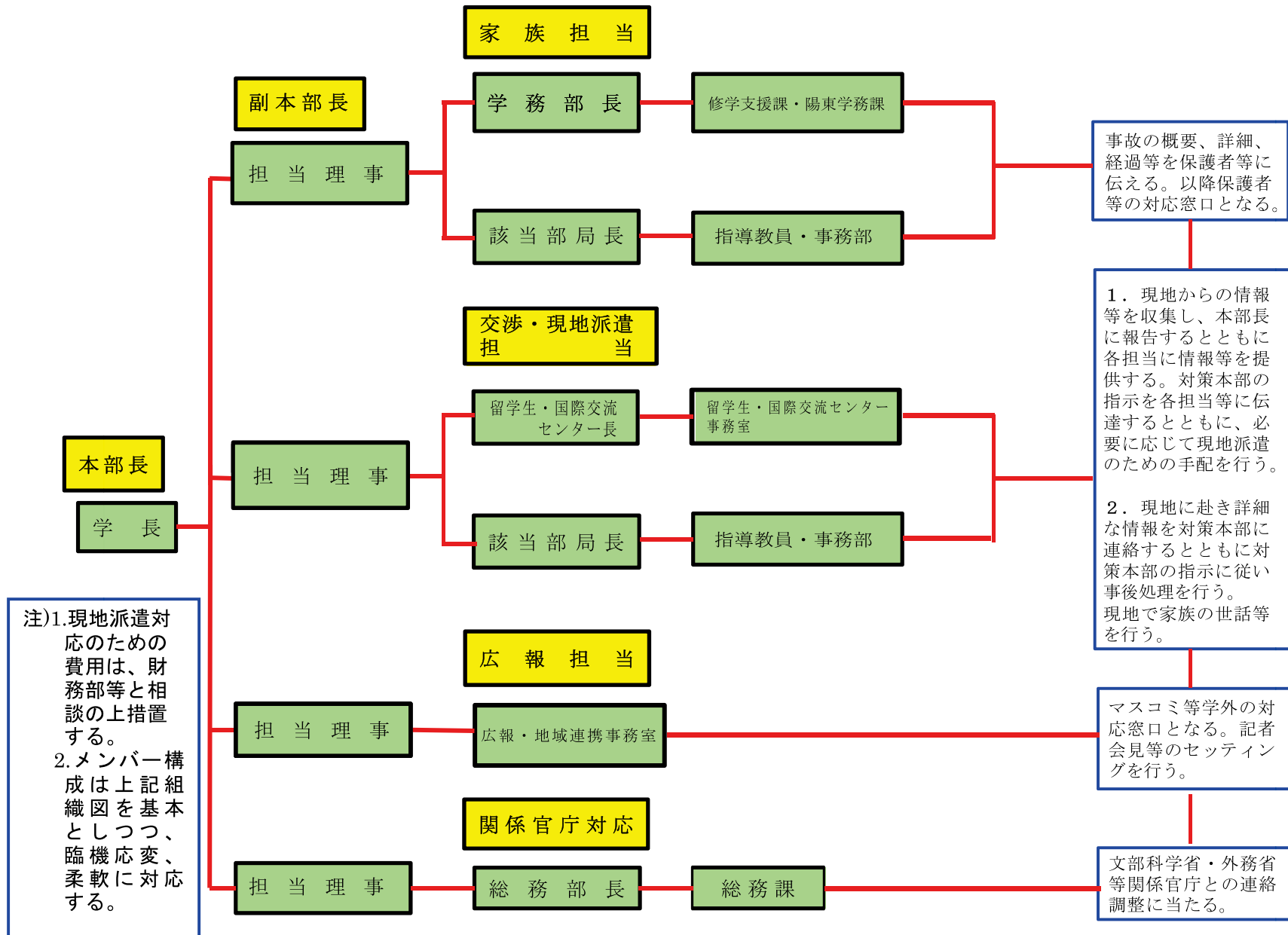
◎3ヶ月以上渡航の場合、外務省の「在留届」のWEB登録も忘れずに。
 URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

こんな時...ご相談ください。
 相談例 (日本出発後、事故やトラブルで困った時) いつでもご利用ください。

- パスポートを失くした! スマホを盗まれた!
- 財布をすられ、クレジットカードと現金が盗まれた!
- 体調不良やケガで病院に行きたい!
- 事件や事故、自然災害に巻き込まれた!
- 飛行機が遅れて乗継便に乗れなかった!
- ステイ先の物を壊してしまい弁償しろと言われている...
- 持って行ったパソコンを落として壊れた。修理代は保険請求できるの?

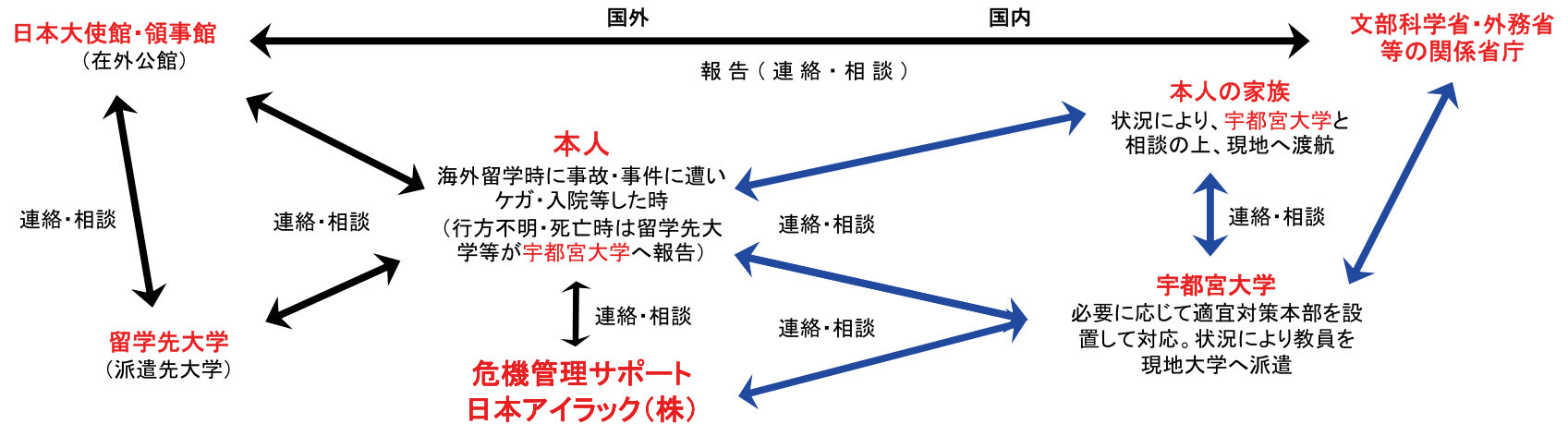
携帯電話の設定や接続トラブル、メールの不届、クレジットカードのキャッシングや限度額変更など、個別契約に関する事項の場合、代行手続はできません。ご自身で契約先の会社(携帯電話会社やカード会社)へご連絡ください。

別表1 宇都宮大学における学生の国際交流等に伴う危機管理対策本部組織図



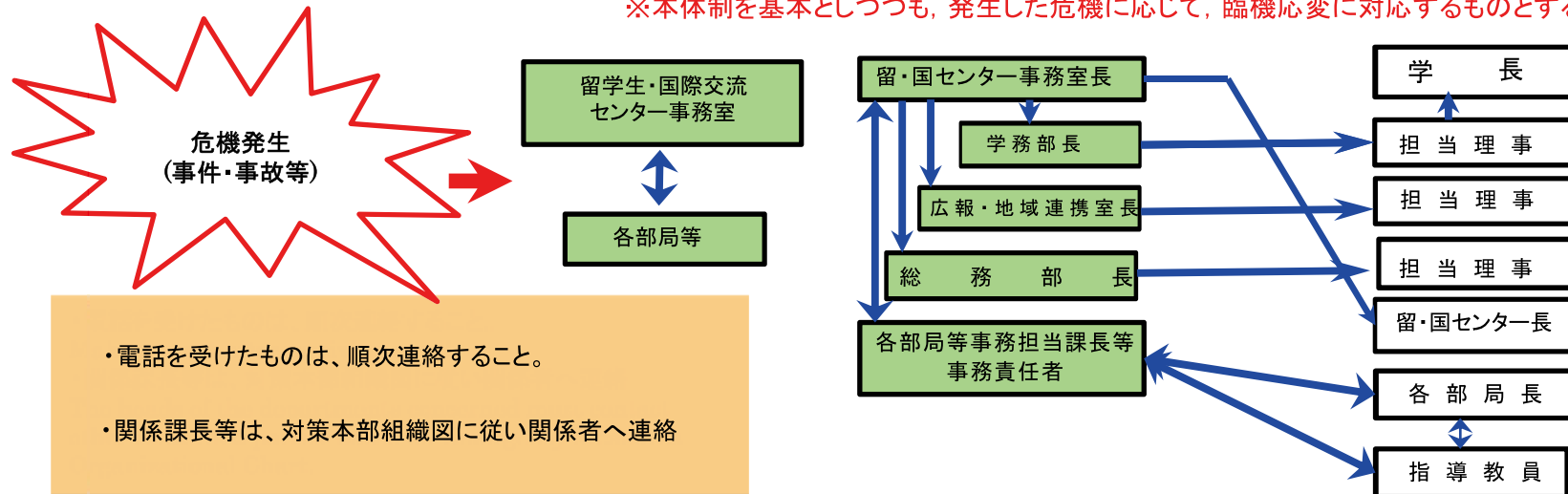
別表2 海外留学時等の危機管理対応体制 ※本体制を基本としつつも、発生した危機に応じて、臨機応変に対応するものとする。

「留学・研修先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制」



別表3 事件・事故等発生時の連絡網の体制(学内)

※本体制を基本としつつも、発生した危機に応じて、臨機応変に対応するものとする。



- ・電話を受けたものは、順次連絡すること。
- ・関係課長等は、対策本部組織図に従い関係者へ連絡

(独)日本学生支援機構海外留学支援制度及びトビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムの
奨学金支給の考え方

渡航情報は、1つの国でも地域毎にレベルが異なる場合も多く、留学先(滞在先)の都市が含まれる地域の情報により判断をする。

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
内容	十分に注意してください。	不要不急の渡航は止めてください。	渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)
	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
プログラム申請時点の渡航情報	○	×	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)
留学決定から渡航前までの渡航情報	○	△ 既に渡航が決定している者については、渡航時期の変更・延期、渡航先の変更を認めた上で奨学金支給。	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)
渡航中の渡航情報の変更	○	△ 安全が確保されている前提で、留学の継続を認めるが、滞在先では極力外出を避け、情報収集など安全確保には十分に注意する。安全確保が望めない場合は、当該地域から早急に退避を促した上で奨学金支給を判断。	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)

**国際交流等に伴う
危機管理対応マニュアル**
(第3版)

発行元：宇都宮大学学術国際委員会
宇都宮大学留学生・国際交流センター
発行日：2021年3月